

## 第 11 節 座席指定料金

### (大人座席指定料金)

第 139 条の 2 大人座席指定料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 第 2 号から第 6 号以外の大人座席指定料金

530 円とする。ただし、旅客の乗車する日が、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号に掲げる期間内の日であるときは、330 円とする。

(2) 北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金

イ ロ以外の大人座席指定料金

1,000 円とする。

ロ 「SL冬の湿原号」車両で運転する列車に対して発売する大人座席指定料金

1,680 円とする。

(3) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金

イ ロ以外の大人座席指定料金

第 1 号に定める額とする。

ロ 「HIGH RAIL 1375」車両、「海里」車両、「B. B. BASE」車両、「びゅうコースター風っこ」車両、「フルーティアふくしま」車両、「POKÉMON with YOU トレイン」車両、「リゾートしらかみ」車両、「越乃 Shu\*Kura」車両、「おいこっと」車両、「リゾートビューふるさと」車両、「ひなび」車両及び「SATONO」車両により運転する列車並びに客車を連結して運転する列車に対して発売する大人座席指定料金

840 円とする。

(4) 西日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金

イ ロ及びハ以外の大人座席指定料金

第 1 号に定める額とする。ただし、マリンライナー号に対して発売する大人座席指定料金を除く。

ロ Aシート車両を連結して運転する列車に対して発売する大人座席指定料金

840 円とする。

ハ 「SLやまぐち号」車両又は「DLやまぐち号」車両で運転する列車に対して発売する大人座席指定料金

1,680 円とする。

(5) マリンライナー号に対して発売する大人座席指定料金

840 円とする。

(6) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金

イ ロ以外の大人座席指定料金

第 1 号に定める額とする。

ロ 客車列車により運転する列車に対して発売する大人座席指定料金

1,680 円とする。

第 139 条の 3 削除

第 139 条の 4 削除

(団体旅客に対する座席指定料金)

第 139 条の 5 団体旅客に対する座席指定料金は、その旅客運賃収受人員に相当する額とする。